

平成20年度 富山県文化振興財団「子ども芸術文化活動支援事業」応募要項

1 趣旨

芸術文化に親しむ拠点である公立文化ホールのハードやソフト等のネットワークを活用し、県民が自ら企画・提案する地域における多彩な子どもの芸術文化事業を支援することにより、子どもが身近に芸術文化に触れ、参加・体験できる環境づくりを推進するとともに、将来の担い手の育成を図る。

2 事業内容

鑑賞対象者を子ども（親子）とする事業又は演じ手が子どもを主体とする事業の開催経費の一部（対象経費は別表）を助成する。（開催会場（県内に限る）及び芸術ジャンルは問わない。）

3 支援措置（1事業20万円上限）

対象経費の1/2又は[対象経費 - （入場料、寄付金、協賛金他の収入額）]のいずれか低い額

4 助成対象者

県内に住所又は活動の本拠を有する団体又は個人

5 助成対象事業の要件（下記のすべての要件を満たすこと）

(1) 広く県民一般を対象とし、全県的又は広域的な参加が見込めること

文化祭やクラブ活動発表会などの学校行事や、教室単位の発表会（バレエ・ピアノ教室等）でないこと

(2) 興行など、営利・宣伝を目的とするものでないこと

(3) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと

(4) 他の自治体の助成を受けていないこと

6 対象者選定方法

公募による。（別紙所定の助成金交付申請書（事業内容及び予算等）の提出による。）

7 審査基準

事業内容について、公共性、広域性、創造性、芸術性、斬新性、将来への発展性、県民への波及効果などを総合的に判断する。

8 募集期間

平成20年3月3日（月）から平成20年5月30日（金）まで

（平成20年4月1日（火）から平成21年3月31日（火）まで開催される事業が対象）

9 支援活動の内定及び通知

所定の申請書を受理したときは、文化振興財団の審査を経て、支援対象となる事業及び交付額を内定し、6月下旬までに採否通知するものとする。

10 概算払

内定した支援対象となる事業については、交付額の8割以内の額を適当な時期に概算払するものとする。

11 助成対象事業実績報告書の提出

助成対象者は、助成対象活動が完了したときは、別紙所定の助成対象事業実績報告書を、事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

12 助成金の額の確定等

助成対象事業実績報告書を審査し、当該助成対象事業の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の確定に係る通知をするとともに、確定額と概算払額との差額を助成対象者に支払うものとする。ただし、確定額が概算払額未満の場合は、差額を返還するものとする。

応募・問合せ先

財団法人 富山県文化振興財団 「子ども芸術文化活動支援事業」係

〒930-0006 富山市新総曲輪 4 番 18 号 TEL076-432-3115 FAX076-432-2024

E-mail:kikaku@kenminkaikan.com <http://www.kenminkaikan.com/zaidan/top/>

別表

項 目	内 訳
出演料・会場等借上料	指揮料、演奏料、合唱料、出演料、会場借上料など
音楽・文芸料	調律料、楽器借料、演出料、振付料、著作権使用料など
設営・舞台費	会場設営・撤去費、作品運搬費、道具費、衣装費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費など
謝金・旅費・通信費	編集謝金、出演者等交通費、宿泊費、日当、通信連絡費など
広報・印刷費	広告宣伝費、立看板費、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券・チラシ・ポスター印刷費、入場券販売手数料など
保険料	催事保険料、楽器運搬保険料など
企画制作費	会議費、消耗品費、コピー代などの企画制作に要する費用